

# 南信州国独立宣言（地方旋風編）

起草者 井上ひろし

## 1 本論の視点

いわく「市町村の職員は何も考えていない。ろくでもない奴の集まりだ」つまり地方自治体は人材に乏しいから政策立案能力に欠けている。権限を委譲しても消化できないし、できても闇雲に企業活動を規制してしまう。これを打開するには市町村合併を進め、地方分権の受け皿に相応しい自治体基盤強化が必要だ。ということである。

ところが、市町村はこれまで権限も独自の財源も乏しいし、国の法律にがんじがらめ。全てが上からの強力な関与を受けていたわけで、「政策能力」が無いなどと言えるだろうか。こうした考え方は自治省に限らず、全ての中央官僚や経済界のリーダーから出ていることも事実である。

現行の地方自治法(実は地方管理法)が、地方分権による本物の自治体が出ることを妨げている。このため、地方自治法を改正する必要があるが、あえて今回は独立と言うことで南信州国憲法(自治基本法)を策定するところから論議を進めたい。

## 2 土は我らのいのちかな

飯田地方にも一集落だけの祭りや小さな祠の祭りが残っている。悠久の昔から自然を畏怖し、豊穡に感謝し、神は常に自分たちの身近に存在した。私たちは「人として豊かに生きる」とは何か……?という問いかけに対し、私たちの「むら」が歩んできた道から学び取ることができると確信する。

農村が都市移民を受け入れるということは過去に何度も経験していることであるが、今ふたたび、都市住民の田舎回帰が顕著となってきている。地方は都市住民の都合に左右され、国の都合に踊らされ、常に「このまちに子供は残るか」という大テーマを引きつりつつ、それでも尚、かたくなに土に生きている。

下伊那農業高校の校歌にこんな一節がある。

「ああ生まれては土にあり、人ごとごとく直くして、本業とはにさかゆべき、農は平和のおほねなり」

本独立宣言は、この校歌が全てを顕わしていることを先に述べておく。

## 3 禁酒村に学ぶ自主独立

飯田市三穂(旧三穂村)は、柿すだれの里として、ふるさとウォーキングの人気地である。市内でも美しい村の代表とも言われる三穂地区が、昭和初期の大恐慌からいかに立ち直ったかを検証することで地域分権や地域経営のあり方を探る一つの道しるべとなると私は考える。

### (1) 大恐慌前夜…禁酒村に至るバックグラウンド

1914(大正3年)に第1次世界大戦が勃発した。このため戦争参加国の輸出の縮小や軍需品需要が発生し、日本商品の輸出が急増した。大戦ブームは海運業に始まり、最後に輸出拡大に刺激され繊維業が活況に入った。1918(大正7年)大戦は終結し、ブームは冷めるかに見えたが、アメリカの好況により大戦期を上回る高景気になった。紡績に限って大戦勃発時と集結時及び翌年の年間投資計画額は、次のとおりである。

紡績業の事業拡張動向 単位:百万円

1914	1918	1919
1.7	33.5	260.2

1920年代、アメリカではベルトコンベアーの導入など生産合理化が進み、企業利潤の増加をもたらしたが、

労働賃金を抑制したため、所得格差が大きくなった。この結果、消費伸び悩みが顕著となったことを受け、過剰生産を押さえるため資本家は設備投資を控え、余った資金を株式投資にまわした。株式投資ブームの到来である。日本においても、大戦後の経済基盤強化を図るため低金利政策を推進したが、商品投機(綿糸布、生糸、米)・土地投機・株式投機が発生し、物価が高騰した。

## (2) 製糸業の衰退・・・養蚕村のバブル

日本の生糸が世界に知られたのは安政年間からであるが、明治末期頃から生糸は急激な増加生産、第1次世界大戦のさなか大正5年には世界の需要を全て日本がまかなう状況となった。大戦後も好況のアメリカへ輸出が伸長し、養蚕立国論が叫ばれ水田さえも桑園となった。となりの川路村(飯田)も養蚕の隆盛で日本の三代桑園と言われるまでになり、農家は未曾有のバブル景気を向かえていた。

そのころ、飯田へ行けばいつでも仕事があるが静岡・愛知・岐阜の常識で、豊橋市の「糸繰り歌」の一節に「飯田、松本見てきておいて連れて駆け落ちしておくれ」とあり、4・5月ころ飯田を目標に集まってきた。当時、他県からの移住者が永住したことを戸籍が証明している。「飯田よいとこ、いつ来てみても、しゃみや太鼓の音がする。」こんな歌も当時あったようだ。

## (3) 製糸業の衰退・・・養蚕村の破綻

三穂村の農家も例外ではなく、村内農家の330戸(82%)が養蚕主体の農業となり、収入増を図るため多大な借金をし、企業的経営に転換していった。このバブルは政府の金融緩和政策とも連動し、商品投機対象として1925(大正末)まで、上昇の一途をたどることとなる。

この未曾有のバブルが崩壊したのは、昭和4年(1929)10月24日。いわずと知れた「世界大恐慌」である。製糸は前段で述べたように貿易依存度が高く、大戦終結後アジア市場をヨーロッパに奪い返されときもかなりの価格変動があり、投機バブルのアメリカへ市場を全て移していたため、アメリカ経済の動向はそのまま生糸価格にあらわれた。大正末年頃、一貫匁(4kg)当たり19円から20円まで上昇した繭価が1930(昭和4)から急速に下降し、昭和5年には一貫匁2円以下という大暴落によって、村内農家は膨大な赤字を抱えることとなった。当時の村経常予算額が3万3千円、ところが村内農家の無尽講の未返済金が27万円、その他の負債20万円、合計47万円であり、農家1戸当たり平均1,200円の負債である。農民の中には土地担保による借金の上塗りや子供を働きに出して口べらしをする、その場凌ぎも出る始末で農家は自暴自棄になって酒へ逃げる者が増え生活はさらに荒んでいった。

## (4) 三穂村経済改善事業

こうした不況下で、全国的な農村振興運動がおこった。三穂村もこの非常事態に「三穂村経済改善委員会」を発足。次の6項目を決定した。

一、負債整理並びに金融改善に関する事

二、生産の増殖と販売統制に関する事

三、消費の合理化に関する事項

非常時対策として、3カ年間酒精分の飲用を禁止すること

四、その他農村経済改善に必要な事項、特別委員会に付託すること

五、特別委員選任

六、水害復旧に関する事。水害復旧については、村内一円一工宛の臨時道づくりをすること

特に第三項の「非常時対策として三か年間の禁酒」は三穂村独自の改善対策で運動の精神的支柱として最も重要な事項であった。この発足日を「更生記念日」と呼んだ。

さて、私が驚いたのは全村禁酒にあわせ具体的な実行事項が、現在、国が推進する認定農業者制度と変わらないということである。

特別委員会が示し、実行がなされた項目は次のとおりである。

- 一、簿記記帳を正確にし収支を明瞭にし、経済改善の基礎とする。
  - 二、多角型農業とし、食糧・肥料は自給自足を図る。
  - 三、隣保相助の観念を助長し、協同的に経営養護を図ること。
  - 四、共同購入、共同販売により、現金売買主義を取ることに。
  - 五、負債整理は本人の自奮自励と農業並びに生活改善により生ずる財源をもて計画を立てること。
  - 六、負債金額過大の者は実行組合において整理案を立て、債権者と協調の労をとり、円満解決を図る。
- 等々、その他生活改善の詳細にわたり、取り決められている。

この取り決めを3カ年で実施し、見事に昭和7年には全村民が一致協力し解決を見ることとなる。禁酒はその後第2期(昭和13年)まで続いているが、12年には日中戦争が勃発、次第に戦時体制に突入していく中で、三穂村は健全化していくこととなる。

この結果が次の悲劇を回避することとなる。長野県内の町村はその後も経営改善に至らず、満州国建設に当たり、多くの村民を送り出すことになるのだが、三穂村は一人として、渡満していない。この結果、中国残留孤児はこの村に限って一人もいないという。

このような山村で、みごとな経営改善と生活改善を3年という期限で達成し、さらに次につながる村民意識の改革まで成しえたことは、生存の危機感も当然加味されるが、今社会状況は当時とよく似ていると考えたとき、地方自ら、市民自らが生存権を賭けて立ちあがる時期が来たと考える。

三穂村経営改善計画は、現在農林水産省が推進する農業経営基盤強化事業の認定農業者制度そのものである。現在の制度は5年間の経営改善計画を立て、その目標に向かい努力するものであるが、昭和初期と何ら変わらない政策、もしくは劣る政策がこれに限らず農業においては存在し、国の政策立案はこの程度のレベルであることを認識しなければならない。

## 4 偽の分権はいらない（真憲法制定に向けて）

### 1. 持続する地域にするために

高度成長期にかけて、ひたすら増加してきた日本の人口が一転して減少時代に突入し、小子化・高齢化は重大な局面にさしかかっていると政治家や有識者は声高に叫んでいる。農村では、さらに深刻な状況で集落に子供が一人もいないところも出てきた。こうした集落に行くと集落全体に活気が無い。どうも元来自分たちの地域を何とかしようとしてきた経過が無く、ひたすら行政に求め依存してきたことが伺える。

ここでは人口の適正規模やその他論議を離れて、一般的に云われる人口増、集落活性化に絞り、高齢者対策・産化社会の構築・教育の再構築・労働環境の改善を総合的に進める方法論を述べたい。

#### (1) 市民の政府

NPOなどの市民活動や選挙における勝手連の勝利などが表面に出てきたことで、地域社会における新たな行政システムのあり方が問われている。ある特定の課題に対し、市民に必ず利害関係の発生やそのものの関心濃度に高低があり、多様化した社会ではますます顕著となってきた。前段で述べたように、依存体質から抜け出せないかと思えば、行政から距離をおこうとする者など課題によって様々だが、新政府では市民が運営するサービス事業体に変貌する必要がある。

ア、CSもしくはサイレントマジョリティ

イ、パブリックコメント方式

などの新ワークショップをどのように運営するか。現在推進している、光ケーブル全戸設置などが急がれる。

#### (2) 食糧供給と安全保障・・・地域食糧安全保障

国の成り立ちの根幹として食糧をどのように供給するかがある。新政府では、食糧自給100%を目指すことが不可欠になる。このために、農地総量の把握と人口に見合う食糧増産を基本政策に組み込まなければなら

ない。国境でのターミネーター種子や遺伝子操作種子の徹底検査による排除に連動し、地域で長い時間をかけ作り出してきた作物を復活させることも重要となる。

また、少量多品種作付けを奨励し、有畜複合経営を推進。リサイクル農業の足がかりとする。

### (3) 財政・・・税財源の考え方

飯田は典型的な三割自治の地方自治体である。地方には市民ニーズに合わせた財源調達能力が認められていないため、市民ニーズには国庫補助事業という枠にはめられた関与を受け、不必要な事業展開をしている。議員立法は議員の最大武器にも係わらず、多くの国・県・市会議員は地元への補助金運搬人であり、市民の潜在ニーズをとらえることができていない。

新政府では、新たな税制を策定すると共に、国民参加による税収の配分、歳出の評価などを徹底する。外貨獲得は国運営に必要不可欠である。特に、観光事業はその主要となり得るものと思うが、この場合は、食糧問題も合わせ解決を図る必要がある。また、イミгранト(移民)の発生もあり得るが、血の硬直化を防ぐ上で、他国との交流は必要と考える。

### (4) 政策法務

- ア、立法指針
- イ、執行戦略
- ウ、評価戦略

### (5) 自治体組織

- ア、公務職員
- イ、庁議・議会改革

## 宣言

我々は、先人の努力により守り続けられてきた美しい自然と空気と水を協働の力で守ります。

我々は、豊かな自然環境から育まれた文化や伝統を誇りとし、次世代へ語り継ぎます。

我々は、結いの精神を基本に全ての住民が参加する個人自治(小さなPFI)を目指します。

我々は、我々の命と健康を守るために、自然と共生し、持続可能社会を実現します。

我々は、住民の利益を守り、活性化を図るため情報共有化を推進すると共に、広く国内外に訴えていきます。

## 4 南信州国憲法 (真自治基本最高法)

### 前文

南信州は先人の血と汗と英知を礎に、豊かな自然と農村文化、そして細やかな心づかいを育んできた。明治以降、世界の需要に後押しされ急速に拡大した桑園団地は適地適作とよぶにふさわしい作目として、一時期地域経済を潤した。しかし、都市一極集中という大きな社会変革は人を中央へ磁石のように引きつけ、あたかも、都市生活をするのがステイタスであるかのような状況を生み出した。一方、昭和四十年代から始まった自然回帰は、バブル崩壊や阪神大震災後、レジャーとは違う第1次産業志向が強くなってきた。漠然とはしているが、若者を中心に都市での空虚感、閉塞感からの田舎志向や、団塊の世代いわゆる高度成長期の企業戦士たちが間近に迫る定年後の自身の生き方を考えることが多く、危機感を感じる人たちの定年帰農やIターン就農相談が日増しに増加してきた。

我々は「東京一極集中」という経済国際化のアンチテーゼとして、農村が自ら行動し、地域がいかに自立できるか。シビリゼーション(文明)に対しカルチャー(文化)、バーチャル(仮想)に対しリアル(本物)と対局する

地域自立を図るため、従来の社会構造を打破し、農村の懐の深さ、温かさをもっとも率直に感じさせる自立した個人が積極的に公益的分野を担う「個人自治」への転換を目指して、自前の政策形成、自前の財源確保を基本にローカル・マキシマムを行う新たな国づくりを進め、先人より受け継がれた地を次世代に伝えることを責務として、ここに独立を宣言する。

- 第1章 目的
    - 第1条 目的
  - 第2章 国づくりの基本原則
    - 第2条 自治最高法
    - 第3条 情報共有の原則と権利
    - 第4条 環境保全
    - 第5条 説明責任
  - 第3章 国の役割と責務
    - 第7条 国の責務
    - 第8条 国民の責務
    - 第9条 観光者の責務
    - 第10条 事業者の責務
  - 第4章 立法・法律の制定
  - 第5章 食糧安全保障
  - 第6章 国家防衛・環境保全
  - 第7章 司法
  - 第8章 税制・財政
  - 第9章 国民の行政参加
  - 第10章 選挙・議会
  - 第11章 サステイナブルコミュニティの推進
  - 第12章 情報共有化・国民投票・評価
  - 第13章 響動(結い)とボランティア
  - 第14章 公益職員
  - 第15章 憲法改正
- 附則